

# 長澤運輸事件・ハマキョウレックス事件 最高裁判決のポイントと 今後の有期雇用、定年後再雇用の実務上の留意点

6月29日、「働き方改革関連法」が成立し、非正規雇用の処置改善にむけて、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法が2020年4月1日から順次施行されることになりました。

また、これに先立ち、6月1日に労働契約法20条を巡る初めての解釈となる2つの重要な最高裁判決が出されました。この長澤運輸事件とハマキョウレックス事件の判決内容は、今後の有期雇用契約の実務に大きな影響を与えることとなります。

そこで、実際に会社代理人として長澤運輸事件を担当された第一協同法律事務所の山畑茂之弁護士をお招きし、両事件の最高裁判決のポイントをご説明いただくとともに、今後の有期雇用、定年後再雇用の実務上の留意点などについてご解説いただきます。

## 事件概要

### 【長澤運輸事件】

定年後再雇用の嘱託者につき、精勤手当、超勤手当を除く賃金項目の支給の相違（正社員と嘱託者）は労働契約法20条に違反しないとされた例

### 【ハマキョウレックス事件】

無事故手当、作業手当、給食手当、通勤手当、皆勤手当の支給の相違（正社員と契約社員）が労働契約法20条違反とされた例

開催日時	平成30年9月25日(火) 14時00分～15時30分 (※終了後、質疑応答を30分程度予定)
会場	経協会館3階ホール（新潟県経営者協会）新潟市中央区川岸町1-47 - 3

## 講師 第一協同法律事務所 弁護士 山畑 茂之 氏

平成12年司法試験合格。平成13年慶應大学法学部卒業後、司法研修所入所。平成14年弁護士登録。平成19年に第一協同法律事務所入所し（第一東京弁護士会登録）、平成26年より同事務所パートナー弁護士就任。



受講料	一般 5,400円 (1名・消費税込) 会員会社 2,160円 (1名・消費税込)	定員	60名
申込方法	下記申込書にて FAX(025-267-2310) または ホームページ( <a href="http://www.niigata-keikyo.jp">http://www.niigata-keikyo.jp</a> ) よりお申し込みください。 ※受講票は発行いたしません。定員に達し、受講できない場合はご連絡いたします。		
申込締切日	平成30年9月18日(火) ※受講料は9月18日までに納入願います。 ※お申し込み後のキャンセルにつきましては、当日の取り消し(欠席を含む)のみキャンセル料として受講料の全額を申し受けます。その場合、資料等を後日送付いたします。		
振込先	口座名:「一般社団法人 新潟県経営者協会 (シャ. ケンケイシヤキョウカイ)」 第四銀行・白山支店 普通預金No.0173179 北越銀行・古町支店 普通預金No.583391 大光銀行・新潟支店 普通預金No.314069 ※振込手数料は貴社にてご負担をお願いいたします。 ※領収書は発行いたしませんので、必要の場合はご連絡ください。		
備考	・駐車場がございませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。		
お問合せ	(一社)新潟県経営者協会 事務局 Tel (025) 267-2311		

(一社)新潟県経営者協会 行 FAX (025) 267-2310

### 臨時セミナー申込書 (9/25)

会社名			
所在地	(〒 )		
ご担当者	お名前	所属・役職	
連絡先	TEL:	FAX:	

	参加者氏名(フリガナ)	所属・役職
1	( )	
2	( )	
3	( )	
4	( )	
5	( )	

受講料のご送金方法 (下の□に☑チェックしてください)

銀行振込  その他  請求書  要  不要

ご記入いただいた個人情報につきましては今後のセミナー内容および講演会・IR活動の向上を目的としており、主催者が取り扱う商品・サービスのご案内の目的のみに使用いたします。なお、第三者に提供することはありません。